

平成18年10月から 国民健康保険と老人保健が 変わりました！

平成18年10月1日から医療保険が改正され医療費の自己負担などが変わりました。

問い合わせ先：本庁保険福祉課（国民健康保険係） 0994-22-3041
支所住民生活課（保険係） 0994-25-2511

70歳未満の人は

70歳未満の人



！高額療養費の自己負担限度額が変わりました

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）		
	3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円＋ 医療費が241,000円を 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	40,200円
上位 所得者※1	139,800円＋ 医療費が466,000円を 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）		
	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	44,400円
上位 所得者※1	150,000円＋ 医療費が500,000円を 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円（平成18年9月30日までは670万円）を超える世帯。

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

○医療費を大切に使いましょう

病気の予防や健康づくりに取り組むとともに、
上手な受診を心がけ、すこやかな長寿社会を
目指しましょう。

